

生涯現役社会の実現に向けて

兵庫労働局における令和7年6月1日時点での「高年齢者雇用状況等報告書」の集計結果が公表されました。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」では、事業主が雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることを事業主に義務付けています。

また、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置（創業支援等措置）を講じ、70歳までの就業機会を確保すること（高年齢者就業確保措置）を事業主の努力義務としています。

※今回の集計結果は、常時雇用する労働者が21人以上の企業8,051社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和7年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

- ◆65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は、報告のあった企業全体の99.8%うち、「継続雇用制度の導入」による実施企業は66.6%、「定年の引上げ」は30.0%、「定年制の廃止」は3.4%でした。
- ◆70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況について、実施済みの企業は31.1%うち、「継続雇用制度の導入」が25.3%、「定年制の廃止」は3.4%、「定年の引上げ」は2.4%、「創業支援等措置の導入」は0.0%でした。
- ◆企業における定年制の状況について、65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は33.3%でした。

今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業様に対しハローワーク・兵庫労働局による必要な指導や助言を実施していきます。

